津南町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、津南町(以下「町」という。)は障害者就労施設等が供給する物品および役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るための方針を定め、率先して障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進を図り、もって就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町が発注する物品等を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次とおりとし、町内の施設を優先するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123 号)に定める施設
 - ア 就労移行支援施設
 - イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律84号)に基づき、国、地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律123号)に規定する特例子会社 イ 重度障害者多数雇用事業所
- (4) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者
 - イ 在宅就業支援団体
- 4 調達の対象となる物品等
 - (1) 物品
 - 事務用品・書籍、食料品・飲料品、小物雑貨、その他の物品
 - (2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他 サービス・役務

5 物品等の調達目標

調達目標は、毎年度、別に定める。

6 物品等の調達の推進方法

町は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等からの提供可能な物品等について情報を収集し、各課等に対し情報提供を行い優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

また、障害者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取り組みを支援する。

7 調達方針及び調達実績の公表

町は調達方針及び各年度終了後、速やかに調達実績を取りまとめ公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健課とする。